

食品安全委員会（第５５４回会合）議事概要

日 時：平成２７年３月２４日（火） １４：００～１５：４２

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか 名出席

傍聴者：報道０名、行政機関４名、一般６名

議事概要

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・プリオン １案件

豚及び家きん由来混合血粉等の豚等用飼料としての利用について
（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明。

豚のみ又は家きんのみに由来する血液から製造される血粉及び血しょうたん白は、牛などを除く家畜用飼料としての利用が既に認められており、今回の諮問は、豚及び家きんに由来する血液を製造工程の原料投入口で混合して製造する血粉及び血しょうたん白について、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料利用を可能とするというものである。今回の見直しに伴って、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としたこれまでの評価結果が変わるものではないことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられ、食品安全基本法第１１条第１項第２号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされた。

（２）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「イソキサフルトール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ジエトフェンカルブ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「テプラロキシジム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「トリアファモン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「アシベンゾラル-S-メチル」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フェンメディファム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルオキサストロビン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロヘキサジオンカルシウム塩」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ヘキシチアゾクス」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メトラフェノン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「アシベンゾラル-S-メチルの一日摂取許容量を0.077 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.5 mg/kg 体重と設定する。」

「ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートのグループ一日摂取許容量を0.004 mg/kg 体重/日、グループ急性参照用量を0.1 mg/kg 体重と設定する。」

「フェンメディファムの一日摂取許容量を0.046 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」

「フルオキサストロビンの一日摂取許容量を0.015 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」

「プロヘキサジオンカルシウム塩の一日摂取許容量を0.2 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」

「ヘキシチアゾクスの一日摂取許容量を0.028 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」

「メトラフェノンの一日摂取許容量を0.24 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「セフチオフル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「セフチオフルの一日摂取許容量を0.05 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「セフチオフルを有効成分とする牛の注射剤（エクセーデC）及びセフチオフルを有効成分とする豚の注射剤（エクセーデS）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「塩酸セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネルRTU）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「L-カルニチン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

（５）平成２６年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件について

→事務局から説明。

「フモニシン」が「自ら評価」案件として決定された。

（６）平成２７年度食品安全委員会運営計画について

→事務局から説明。

本件については、原案のとおり決定された。